

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2014年度第3号

(高校版)

2014年7月23日

文責 馬場 隆

## 県教委が人事異動方針の改定案を提示！

# 周辺部の学校を「第六地区」に分離 3地区勤務原則を4地区勤務原則へ

県教委は、人事異動に関する高教組との折衝の中で、現行の人事異動基本方針を大きく変更する「改定案」を提示しました。その内容は次のとおりです。

1. 第六地区を新設する。第六地区は、西海市・松浦市・平戸市・南島原市の高校とする。
2. 在任期間中に「3地区以上(第四地区を含む)」の勤務を経験するものとするを、「4地区以上(第四地区を含む)」に変更する。
3. 異動対象者を「同一校勤務6年以上」から「同一校4年以上、ただし、第四地区は6年以上」に変更する。
4. 東彼杵地区(川棚・波佐見)を第二地区から第三地区に移す。

## 県教委は「周辺地区への希望の少なさ」「不平等感の解消」が理由と説明

県教委は改定の理由として、まず「(第六地区に指定したような)周辺地区になかなか希望者がいない。また、長崎市の中心部と西海市、佐世保市の中心部と平戸市などが同じ地区というのは非常に不平等感があ

る」「地区を変えることによって、不満の中ではなく、手を挙げて行ってもらうことができないかという趣旨」と述べました。

そして、地区を6地区に増やすので、「原則3地区以上経験」を「4地区以上」にし、4地区を6年で回すのは難しいので、これまでの6年×3地区＝18年を変えない形で、4年×3地区と第四地区の6年で18年になるよう第四地区以外の異動対象を「4年以上」としたと説明しました。従って、これまで、各地区の原則経験年数を「6年で満了」としていたものが、第四地区以外は「4年で満了」とすることになります。

東彼杵地区の地区変更は、佐世保市在住者の割合に合わせて第二地区の教員数を縮小すること等を理由として述べました。

なお、工業・農業の専門科教員や実教について「別に定める」としている方針については変更なしとしています。

## 県教委は8月の定例教育委員会で決定、来年4月異動からの実施を予定

県教委は、この改定案を8月の定例教育委員会(8月20日予定)で決定した上で、来年4月の人事異動から実施する考え方を明らかにしています。

## 県教委の「改定案」で

# 「周辺地区への希望増」「不平等感の解消」が実現するのか?!

現行の「5地区制」は10年前の人事異動基本方針の大幅「改正」で、それまでの「A(市部)・B(郡部)・C(離島部)制」を廃止して導入されたものです。高教組はその時から、「長距離通勤や単身赴任が多発する」「従来のB地区への希望が減少し、従来のA地区ばかり異動する人が出る一方で、B地区ばかり異動する人も出て、不平等感が増す」と批判してきました。今回の県教委の改定の理由を見れば、高教組が指摘していた問題を認めざるをえなくなったものと言えます。

## 「異動希望が出にくい学校」の勤務を平等に担う異動方針にすべきでは?

全くフリーの異動希望をとれば、離島部や交通の不便な周辺部、定時制夜間部などへの異動希望が少ないだろうということは、多くの教職員が理解しています。そうした「異動希望の出にくい学校」の勤務を平等に担う異動方針にしなければ「不平等感」が生まれるのは必然です。

それでは、今回の「改定案」で不平等感は解消されるでしょうか。「第六地区」を新設しても、「4地区以上(第四地区を含む)」という原則であれば、第六地区に希望を出す人より、「第一・二・三・四地区」で4地区勤務原則を満了することを希望する人が多

いのではないのでしょうか。そして、「第一・二・三・四地区」で終わる人と、希望したけれどそうならなかった人との間の不平等感が生まれるのは目に見えています。

## 「4年で転勤」は早すぎるのでは?

また、第四地区以外は「4年以上で異動対象」とすることは、3年又は4年で一回りのカリキュラムを修了する高校の教育活動のあり方から考えれば早すぎるのではないのでしょうか。

以上の点から、高教組執行委員会は、「第六地区」の新設は是認しても、「同一校6年以上で異動対象」「3地区以上勤務を原則」は変えずに、第六地区か第五地区(定時制夜間部)のいずれかに必ず勤務することを、第四地区勤務と同様に原則とするべきではないかと考えています。

今回の改定案には障害児学校についての部分もあります。その主な内容は、原則として全員が離島の学校を経験することなどです。詳しい内容を知りたい方は高教組本部にご連絡ください。

## 高教組は「改定案」についての県教委交渉を8月上旬に行います あなたのご意見を高教組本部にお寄せください

県教委の「改定案」に対するあなたのご意見を、別紙の「意見集約用紙」にご記入の上、分会長におわたしてください。